産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託　仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分（以下「収集運搬等」という。）の業務に関して、収集運搬等業者（以下「受託者」という。）が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1　件　　名　　市川市立小・中学校等産業廃棄物処理業務委託

2　業務目的　　本業務は、市川市立市川小学校外 25 校（別紙１）から事業活動によって排出される産業廃棄物を収集運搬し、適切に処理することを目的とする。

3　委託場所　　市川市市川 2 丁目 32 番 5 号　外 25 校

4　委託期間　　令和 8 年 12 月 15 日 ～　令和 9 年３月１９日

5　産業廃棄物の種類及び予定数量（ｔ/㎥にて重量換算）

木くず	金属くず	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	廃油	がれき類	合計
14,884 ㎏	10,144 ㎏	3,404 ㎏	6,347 ㎏	245 ㎏	4,730 ㎏	39,754 ㎏

※詳細は「別紙２　廃棄予定リスト」を参照のこと。

6　処分の場所の所在地、方法

契約の際に契約書に明記するものとする。

7　業務内容

(1) 受託者は、廃棄物データシート（別紙３）に示す産業廃棄物を市川市立市川小学校外 25 校（別紙１）からトラックで収集し、処分を行うものとする。

この場合の収集運搬時間は、平日の午前９時から午後４時までとし、産業廃棄物の多少にかかわらず全量を収集運搬し、適切に処分するものとする。なお、委託された廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の削減に努めること。

受託者は、作業中の写真を撮影し、業務完了後に報告書とともに提出するものとする。学校からの産業廃棄物の運搬に当たっては、児童・生徒等に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。

日程については委託期間内で調整し、監督職員に通知すること。

(2) 産業廃棄物の収集運搬及び処分の方法

ア) 収集運搬等に当たっては、飛散流出しないようにすること。

イ) 収集運搬等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ) 収集運搬等のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

エ) 収集運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

オ) 廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

カ) 産業廃棄物の熱分解(物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。)を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備(熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。)を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

キ) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合

① 積み替えについては、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。

② 処分については、石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法として、環境大臣が定める方法により行うこと。

ク) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、特記仕様書によるものとする。

(3) 事業の透明性について

受託者は、「５．産業廃棄物の種類及び予定数量」に記載する産業廃棄物について、別紙４に定める事業の透明性に係る情報項目を業務開始前委託者に提出すること。ただし、やむを得ない事由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

８　廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の収集運搬等に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

(2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項

(3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項

(4) 日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示に関する事項

次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が付されている場合には、当該含有マークの表示に関する事項(貼付されている旨)

廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機(平成 18 年 7 月 1 日以降に製造されたものに限る。)

(5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨

(6) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

(7) その他取り扱う際に注意すべき事項

9　収集運搬車の表示

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

10　産業廃棄物管理票(マニフェスト)

(1) マニフェストについては携帯するものとする。

(2) 運搬終了時にマニフェスト B2 票を委託者に送付するものとする。

(3) 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を委託者に送付するものとする。

(4) 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を委託者に送付するものとする。

(5) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによるほか、特記仕様書によるものとする。

(6) 電子マニフェストの利用を希望する場合は、委託者と協議すること。

11　安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

(1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。

(2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必

要な対策を講じるものとする。

(3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。

(4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。

(5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

(6) 業務従事者の健康状態の確認を行うことはもとより、業務従事者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、業務従事者に対し適切な指示を行うとともに、別の業務従事者を手配する等業務管理を適切に行うものとする。

(7) 業務従事者の飲酒状態の確認を行うことはもとより、機械もしくは人によるアルコールチェックを行い、異常が検知された場合には、速やかに状況把握を行い、業務従事者に対し適切な指示を行うとともに、別の業務従事者を手配する等業務管理を適切に行うものとする。

12　業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了の日から 10 日以内に完了届（様式１）を委託者に提出するものとする。なお、提出日は契約期間を超えてはならない。

また、環境負荷低減を目的として、再生利用実績報告書（様式２）を提出すること。

13　契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

14　再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

15　その他

(1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。

(2) 委託契約書については契約終了の日から５年間保存するものとする。

(3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の

改善を受託者に求めることができる。

(4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。

(5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。

(6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(7) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(8) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

別紙1　　排出事業所リスト

小学校

No.	学校ナンバー	学　校　名	所　　在　　地	電話
1	(1)	市川小学校	市川市市川2－32－5	325-4758
2	(3)	中山小学校	市川市中山1－1－5	335-2711
3	(7)	宮田小学校	市川市新田4－8－15	379-7647
4	(8)	冨貴島小学校	市川市八幡6－10－11	334-2624
5	(13)	菅野小学校	市川市菅野6－14－1	324-5955
6	(14)	行徳小学校	市川市富浜1－1－40	357-3116
7	(17)	南行徳小学校	市川市欠真間1－6－38	357-3126
8	(20)	二俣小学校	市川市二俣678	328-0105
9	(21)	中国分小学校	市川市中国分1－22－1	371-7886
10	(26)	百合台小学校	市川市曽谷6－10－1	374-1811
11	(28)	柏井小学校	市川市柏井町1－1149－1	337-8877
12	(30)	幸小学校	市川市幸1－11－1	396-0770
13	(31)	新井小学校	市川市新井1－18－13	357-1722
14	(34)	塩焼小学校	市川市塩焼5－9－8	397-1231
15	(37)	大和田小学校	市川市大和田1－1－3	378-5001

中学校

No.	学校ナンバー	学　校　名	所　　在　　地	電話
1	(3)	第三中学校	市川市曽谷3－2－1	371-7341
2	(5)	第五中学校	市川市大野町3－1993	337-8344
3	(6)	第六中学校	市川市鬼高3－16－1	370-0535
4	(7)	第七中学校	市川市末広1－1－48	357-3183
5	(8)	第八中学校	市川市大和田4－9－1	370-1394
6	(10)	高谷中学校	市川市高谷1627－4	328-0211
7	(11)	福栄中学校	市川市福栄3－4－1	396-0701
8	(13)	大洲中学校	市川市大洲4－21－5	378-5783
9	(義1)	塩浜学園(後期課程)	市川市塩浜4－5－1	397-4421
10	(特1)	須和田の丘支援学校(本校)	市川市須和田2－34－1	371-2258
11	(特1)	須和田の丘支援学校(稲越校舎)	市川市稲越3－21－8	373-9000

別紙2

廃棄予定リスト

学校名	名称	数量	廃棄物種類	幅（m）	奥行（m）	高さ（m）	㎥	kg
市川小	書架	4	木くず	1.5	0.5	1.1	3.3	1815
市川小	一人掛けソファー	2	木くず	0.8	0.8	0.8	1.024	563.2
市川小	折り畳み机	4	木くず	1.8	0.5	0.8	2.88	1584
市川小	折り畳み机	9	木くず	1.8	0.6	0.8	7.776	4276.8
市川小	オルガン	1	木くず	1	0.5	0.9	0.45	247.5
中山小	複写機	1	金属くず	1	0.42	0.95	0.399	450.87
中山小	オルガン	1	木くず	1	0.4	0.82	0.328	180.4
中山小	フロアポリッシャー	1	金属くず	0.35	0.45	1.15	0.181125	204.67
中山小	電気チェーンソー	1	金属くず	0.2	0.6	0.17	0.0204	23.05
中山小	フロア扇風機	1	金属くず	0.45	0.4	1.2	0.216	244.08
宮田小	ロッカー	1	金属くず	1.5	0.4	0.9	0.54	610.2
宮田小	ドア	1	木くず	0.8	0.04	1.8	0.0576	31.68
富貴島小	U字工フタ	2	金属くず	0.45	0.3	0.11	0.0297	33.56
富貴島小	〃	3	金属くず	0.6	0.4	0.07	0.0504	56.95
富貴島小	ブロック	9	がれき類	0.39	0.2	0.1	0.0702	103.89
富貴島小	がれき	1	がれき類	1.5	1.2	0.4	0.72	1065.6
菅野小	タイヤ	6	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.55	0.55	0.7	1.2705	444.67
菅野小	オルガン	1	木くず	0.9	0.81	0.42	0.30618	168.39
菅野小	タイル破片	1	がれき類	0.7	0.5	0.4	0.14	207.2
菅野小	レンガ破片	1	がれき類	1	1	1.5	1.5	2220
行徳小	石	2	がれき類	0.8	0.56	0.36	0.32256	477.38
行徳小	塩ビ管	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.07	0.07	1.2	0.00588	2.05
行徳小	ポリッシャー	1	金属くず	0.4	0.25	1.3	0.13	146.9
行徳小	黒板	1	木くず	3.6	0.15	1.23	0.6642	365.31
南行徳小	ケイカル板	15	がれき類	0.9	0.005	0.6	0.0405	59.94
南行徳小	硯	3	金属くず	0.09	0.15	0.25	0.010125	11.44
南行徳小	ペンキ	6	廃油	0.25	0.25	0.35	0.13125	118.12
南行徳小	ペンキ	7	廃油	0.15	0.15	0.18	0.02835	25.51
南行徳小	ペンキ	14	廃油	0.07	0.07	0.21	0.014406	12.96
南行徳小	石こうボード(天井)	1	がれき類	0.25	0.26	0.4	0.026	38.48
二俣小	オルガン	1	木くず	0.94	0.43	0.81	0.327402	180.07
二俣小	電子オルガン	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.98	0.4	0.1	0.0392	13.72
二俣小	システムコンポ	1	金属くず	0.75	0.4	0.3	0.09	101.7
中国分小	花壇（移動式）	1	木くず	1	0.5	0.4	0.2	110
中国分小	テレビ台(脚)	1	金属くず	1	1.2	0.15	0.18	203.4
中国分小	テレビ台	2	金属くず	0.5	0.4	0.1	0.04	45.2
中国分小	複写機	1	木くず	1	0.45	1	0.45	247.5
百合台小	塩化ビニールパイプ	5	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	2.01	0.02	0.02	0.00402	1.4
百合台小	身長計	1	金属くず	0.33	0.43	2.13	0.302247	341.53
百合台小	鉄製ホイール	1	金属くず	0.16	0.36	0.36	0.020736	23.43
百合台小	鉄製ホイール	2	金属くず	0.17	0.39	0.39	0.051714	58.43
百合台小	鉄製ホイール付タイヤ	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.18	0.6	0.6	0.0648	22.68
百合台小	鉄製ホイール付タイヤ	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.19	0.67	0.67	0.085291	29.85
百合台小	タイヤ	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.24	0.73	0.73	0.127896	44.76
柏井小	ミニサッカーゴール	2	金属くず	1.6	1.1	1.1	3.872	4375.36
柏井小	耕運機	1	金属くず	0.7	0.3	0.3	0.063	71.19
幸小	オルガン	1	木くず	0.94	0.42	0.81	0.319788	175.88
幸小	オルガン	1	木くず	0.94	0.42	0.81	0.319788	175.88
幸小	畳台座	2	木くず	1.85	0.95	0.3	1.0545	579.97
幸小	教室ドア（鍵なし）	5	木くず	0.9	0.03	1.9	0.2565	141.07
幸小	衝立パーテーション	2	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1.82	0.7	1.86	4.73928	1658.74
新井小	印刷機	1	金属くず	0.7	0.7	1.05	0.5145	581.38
新井小	オルガン	1	木くず	1	0.4	0.8	0.32	176
新井小	オルガン	1	木くず	1	0.4	0.8	0.32	176
新井小	オルガン	1	木くず	1	0.4	0.8	0.32	176
新井小	電子ピアノ	1	金属くず	1.43	0.5	0.83	0.59345	670.59
塩焼小	マット	3	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.88	0.05	1.2	0.1584	55.44
塩焼小	オルガン	1	木くず	0.95	0.4	0.8	0.304	167.2
塩焼小	レノニウム麻材	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.85	0.03	1.5	0.03825	13.38
塩焼小	レノニウム麻材	2	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1.8	0.03	1.5	0.162	56.7
大和田小	運動マット	6	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1.5	3	0.05	1.35	472.5
大和田小	コンガ	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.44	0.44	0.77	0.149072	52.17

別紙2

廃棄予定リスト

学校名	名称	数量	廃棄物種類	幅（m）	奥行（m）	高さ（m）	㎥	kg
第三中	灯油	1	廃油	0.335	0.19	0.4	0.02546	22.91
第三中	天井パネル	1	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.45	0.5	0.02	0.0045	4.5
第三中	土管	1	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.4	0.4	0.8	0.128	128
第三中	物干し土台	3	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.45	0.35	0.25	0.118125	118.12
第五中	卓子（テーブル）	2	木くず	1.65	0.9	0.7	2.079	1143.45
第五中	応接用長椅子	1	木くず	1.82	0.8	0.72	1.04832	576.57
第五中	長椅子	1	木くず	1.95	0.72	0.58	0.81432	447.87
第五中	ダイニングキャビネット	1	木くず	0.9	0.35	1.75	0.55125	303.18
第五中	食器戸棚	1	木くず	1.82	0.46	1.9	1.59068	874.87
第五中	シュレッダー	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.5	0.5	0.85	0.2125	74.37
第六中	ポスタープリンター	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1	0.35	0.2	0.07	24.5
第六中	印刷機	1	金属くず	0.75	0.63	0.65	0.307125	347.05
第六中	印刷機用台	1	金属くず	0.65	0.63	0.4	0.1638	185.09
第六中	ガラスケースのガラス	2	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	1.46	0.68	0.08	0.158848	158.84
第六中	洗面台	1	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.48	0.39	0.23	0.043056	43.05
第六中	側溝の蓋	7	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.6	0.32	0.05	0.0672	67.2
第六中	一輪車タイヤ	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.31	0.31	0.06	0.005766	2.01
第七中	インキ	24	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.21	0.21	0.25	0.2646	92.61
第七中	インキ	9	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.21	0.21	0.25	0.099225	34.72
第七中	インキ	9	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.21	0.21	0.25	0.099225	34.72
第八中	整地ローラー	1	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.59	0.59	0.9	0.31329	313.29
第八中	U字溝蓋片	30	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.6	0.33	0.4	2.376	2376
第八中	コンクリート片	50	がれき類	0.1	0.19	0.39	0.3705	548.34
第八中	ブロック片	50	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.1	0.19	0.39	0.3705	370.5
第八中	ポリ塩化ビニル管	2	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.12	0.12	1.2	0.03456	12.09
第八中	ガラスケース	2	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	1.5	0.5	1	1.5	1500
高谷中	プリンター	1	金属くず	0.4	0.35	0.13	0.0182	20.56
高谷中	U字溝	2	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.33	0.6	0.29	0.11484	114.84
高谷中	U字溝蓋	4	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.34	0.6	0.04	0.03264	32.64
高谷中	コンクリート平板	3	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.3	0.3	0.06	0.0162	16.2
高谷中	石	1	がれき類	0.3	0.15	0.15	0.00675	9.99
高谷中	コンクリート	1	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.16	0.16	0.18	0.004608	4.6
高谷中	塩ビ管	2	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.05	0.05	0.82	0.0041	1.43
高谷中	塩ビ管	3	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.05	0.05	0.9	0.00675	2.36
高谷中	塩ビ管	10	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.05	0.05	1.55	0.03875	13.56
高谷中	塩ビ管	6	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.05	0.05	1.65	0.02475	8.66
高谷中	塩ビ管	2	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.05	0.05	1.8	0.009	3.15
高谷中	塩ビ管	3	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.05	0.05	3	0.0225	7.87
高谷中	キーボード	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.95	0.38	0.12	0.04332	15.16
高谷中	キーボード	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1.16	0.38	1.16	0.511328	178.96
高谷中	キーボード	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1.29	0.28	0.13	0.046956	16.43
高谷中	キーボード	1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	0.94	0.35	0.12	0.03948	13.81
高谷中	窯業系外装材	2	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	2.7	0.015	0.3	0.0243	24.3
福栄中	一方をコンクリートで固められた塩ビパイプ	3	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.55	0.55	0.75	0.680625	680.62
福栄中	コンクリートくず	13	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.16	0.16	0.18	0.059904	59.9
福栄中	石膏ボード	37	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.9	0.46	0.01	0.15318	153.18
福栄中	タイヤホイール	1	金属くず	0.42	0.42	0.2	0.03528	39.86
大洲中	教室天板	15	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.45	0.9	0.01	0.06075	60.75
大洲中	U字溝ふた	8	金属くず	0.6	0.33	0.045	0.07128	80.54
大洲中	コンクリートスロープ	3	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.6	0.35	0.1	0.063	63
大洲中	コンクリート支柱	5	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.15	0.15	0.17	0.019125	19.12
大洲中	コンクリート支柱	4	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.1	0.1	0.17	0.0068	6.8
大洲中	廃油（エンジンオイル）	2	廃油	0.07	0.1	0.04	0.00056	0.5
大洲中	灯油	2	廃油	0.28	0.32	0.4	0.07168	64.51
大洲中	カラービデオ　モニター	1	金属くず	0.36	0.38	0.31	0.042408	47.92
塩浜学園	体重計	1	金属くず	0.39	0.22	0.42	0.036036	40.72
塩浜学園	身長計	1	金属くず	0.32	0.43	2.1	0.28896	326.52
須和田の丘支援学校	段差プレート	4	ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	0.6	0.33	0.04	0.03168	31.68
須和田の丘支援学校稲越校舎	エアロバイク	1	金属くず	0.6	0.8	1.3	0.624	705.12
須和田の丘支援学校稲越校舎	スチール(ガラス付)扉	5	金属くず	0.45	0.02	0.84	0.0378	42.71
須和田の丘支援学校稲越校舎	スチール(ガラス付)扉	2	金属くず	0.45	0.02	0.68	0.01224	13.83
須和田の丘支援学校稲越校舎	煮沸消毒器	1	金属くず	0.22	0.5	0.32	0.0352	39.77

別紙3

＜表　面＞

管理番号

廃棄物データシート（WDS）

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、廃棄物情報の提供に関するガイドライン（令和7年12月　環境省 環境再生・資源循環局）
　添付資料2　廃棄物データシート（WDS）の記載方法」を参照ください。
※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年9月10日			記入者		
2	排出事業者の名称等	名称	市川市教育委員会	所属	教育総務課		
		所在地	〒 272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号	担当者	立蔵	TEL	047-383-9243
						FAX	047-712-8788
3	廃棄物の名称	産業廃棄物					
4	廃棄物の発生工程 ☐ 工程図等添付	市川市立市川小学校外25校（別紙1）から事業活動によって排出される産業廃棄物を収集運搬し、適切に処理すること。					
5	廃棄物の種類 ☑ 産業廃棄物	☐ 汚泥　☑ 廃油　☐ 廃酸　☐ 廃アルカリ ☑ その他　（　木くず、金属くず、廃プラスチック、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、繊維くず、がれき類　）					
		※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物　☐ 水銀使用製品産業廃棄物　☐ 水銀含有ばいじん等					
	☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 引火性廃油　☐ 強アルカリ（有害）　☐ 指定下水汚泥　☐ 廃酸（有害） ☐ 引火性廃油（有害）　☐ 感染性廃棄物　☐ 鉱さい（有害）　☐ 廃アルカリ（有害） ☐ 強酸　☐ PCB等　☐ 燃えがら（有害）　☐ ばいじん（有害） ☐ 強酸（有害）　☐ 廃水銀等　☐ 廃油（有害）　☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ　☐ 廃石綿等　☐ 汚泥（有害）					
6	特定有害廃棄物 〇：含有 ×：非含有 △：含有の可能性あり	（　）アルキル水銀　（　）トリクロロエチレン　（　）1,3-ジクロロプロペン （　）水銀又はその化合物　（　）テトラクロロエチレン　（　）チウラム （　）カドミウム又はその化合物　（　）ジクロロメタン　（　）シマジン （　）鉛又はその化合物　（　）四塩化炭素　（　）チオベンカルブ （　）有機燐化合物　（　）1,2-ジクロロエタン　（　）ベンゼン （　）六価クロム化合物　（　）1,1-ジクロロエチレン　（　）セレン （　）砒素又はその化合物　（　）シス-1,2-ジクロロエチレン　（　）ダイオキシン類 （　）シアン化合物　（　）1,1,1-トリクロロエタン　（　）1,4-ジオキサン （　）PCB　（　）1,1,2-トリクロロエタン					
7	廃棄物の 組成・成分情報 ☐ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名		量・濃度		CAS登録番号	
		化管法の第一種指定化学物質（物質名及び量・濃度）を記入する 例：ヘキサメチレンテトラミン　10% 100-97-0					
	☐ その他主要成分						
8	その他含有物質 〇：含有 ×：非含有 △：含有の可能性あり	（　）硫黄　（　）塩素　（　）臭素 （　）ヨウ素　（　）フッ素　（　）炭酸 （　）硝酸　（　）亜鉛　（　）ニッケル （　）銅　（　）アルミ　（　）アンモニア （　）ホウ素　（　）アンチモン　（　）その他　（　）					

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質 ☐ 有 ・ ☐ 無	生成物質：ホルムアルデヒド（塩素処理により生成） ☐ ヘキサメチレンテトラミン（HMT） ☐ 1,1−ジメチルヒドラジン（DMH） ☐ N,N−ジメチルアニリン（DMAN） ☐ トリメチルアミン（TMA） ☐ テトラメチルエチレンジアミン（TMED） ☐ N,N−ジメチルエチルアミン（DMEA） ☐ ジメチルアミノエタノール（DMAE）
		生成物質：クロロホルム（塩素処理により生成） ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3−ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5−トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'−アミノアセトフェノン ☐ 3'−アミノアセトフェノン
		生成物質：臭素酸（オゾン処理により生成）、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)
10	有害特性 ☐ 有 ・ ☐ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性（ ℃） ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性 ℃） ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他（ ）
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☑ 固形 ☐ 泥状 ☑ 液状 → 粘性 ☐ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 ） 臭気 ☐ 無 ☐ 有 →☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 （臭気種類： ） 色 （ ） 比重（ ） pH （ ） 沸点（ ） 融点（ ） 発熱量（ ） 水分（ % ）
12	品質安定性	経時変化（ ☐ 有 ・ ☐ 無 ） 有る場合は具体的に記入 （ ）
13	荷姿	☐ 容器 （ ）☐ 車両 （ ）☐ その他 （ ）
14	排出頻度 数量	頻度：（ ☐ スポット ☐ 継続予定 ） 数量：（ ） ☐ kg ☐ t ☐ リットル ☐ ㎥ ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 ／☐ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載
	保護具	☐ ガスマスク着用 →ガスマスク種類 （ ）吸収缶種類 （ ） ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 （ ）
	応急処置	☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする ☐ その他 （ ） ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 （ ） ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 （ ） ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 （ ）
	漏洩時措置	除去方法： ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 （ ） 除去作業時の注意： ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 （ ）
	火災時措置	水による消火 ☐ 可 ☐ 不可 →消火方法 （ ）
	その他 ☐ 有 ☐ 無	
16	その他の情報	SDS （ ☐ 有 ・ ☐ 無 ） 分析表 （ ☐ 有 ・ ☐ 無 ） サンプル （ ☐ 有 ・ ☐ 無 ） 有の場合→ ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 （ ☐ 有 ・ ☐ 無 ） その他 （ ☐ 有 ・ ☐ 無 ） 具体的には→ （ ）

＜変更履歴／内容確認欄＞

No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考

様式作成 環境省

別紙４

事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適　用		備　　考
		収集運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・ＰＣＢ処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

・「５.産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象

・詳細については、「優良産廃処理業者認定制度　運用マニュアル（改訂令和２年１０月）環境省」を参照すること。

様式１

完　　了　　届

令和　　年　　月　　日

市 川 市 長 様

住　　所

氏　　名　　印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

１．委託事務（事業名）　市川市立小・中学校等産業廃棄物処理業務委託

２．施行（納入）場所　市川市市川２丁目 32 番 5 号　外 25 校

３．契 約 年 月 日　令和　　年　　月　　日

４．委 託 金 額　金　　円

（単価契約の場合は、総額を記入してください）

５．委 託 期 間　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

６．完 了 年 月 日　令和　　年　　月　　日

様式2

産業廃棄物　再生利用実績報告書

報　告　日

委　託　名

契　約　期　間

処　理　業　者

処 理 施 設 名 称

再生利用実施状況

廃棄物の種類	受入量 （t）	再生利用量 （t）	残渣・最終処分量 （t）	再生利用率 （%）	再生利用の手法
合計	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	